

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（453）
2. 日時：令和5年2月15日 13時30分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官、片桐主任安全審査官、秋本安全審査官、  
大塚安全審査官、小野安全審査官、長江技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他14名

原子力事業統括部 泊発電所 次長※、他3名

## 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への基準適合について 第12条（安全施設）（審査会合における指摘事項回答）
- （2）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第12条 安全施設（DB12 r. 5. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第12条 安全施設（DB12-9 r. 5. 0）
- （4）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第12条 安全施設）
- （5）泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 第12条 安全施設
- （6）泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載正誤表 第12条 安全施設

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい規制庁のです。それでは泊。
0:00:05	江藤宗発電所3号炉の12条安全施設のヒアリングを開始したいと思います ますそれでは説明をお願いします。
0:00:22	北海道電力の太細です。本日、12条の説明ということで、説明時間とし ては約20分予定しております。説明内容ですけれども、大きく3点。
0:00:35	考えてまして、1点目は、昨年10月の審査会合でいただいた指摘事項に 対する回答。
0:00:44	2点目は、
0:00:47	昨年9月、ヒアリングでいただいたコメントに対する回答で3点目は、 それら以外ということで、
0:00:57	指摘事項の回答等では説明しきれなかった部分もオオキサイ適正化であ りますとか本日お配りしてます資料6号機の関係、
0:01:08	こういったところをですね、説明したいというふうに思います。
0:01:14	それではまず一つ目昨年の審査会合の指摘事項に対する回答ですけれど も資料の1、
0:01:24	ーを1枚開いていただいて、1ページご覧ください。
0:01:31	審査会合の指摘事項としてはですね3点ありまして、まず1点目。
0:01:38	安全施設に関する説明をさせていただきます。2点目3点目については ですね、中ほど、中略と書いてますけれどもまた後程説明しますので、 まずは1点目。
0:01:50	安全施設ですね、対象となる安全施設というところがまず明確ではなか ったというところと、あと審査資料を設置変更許可申請の、
0:02:02	本文相当とかですねテンパチ層と、こういったところで対象となる安全 施設というところが明確ではなく、かつ記載も不十分であったと。
0:02:12	いうところのご指摘です。
0:02:14	最後
0:02:17	審査資料の構成等見直し、安全施設の対象と明確にした上で説明という ことで
0:02:24	説明、失礼しました。整理した内容、それから結果というものを説明い たします。
0:02:33	回答欄、回答の概要のところですね概要は記載しておるんですけれど も、次のページ、2ページ以降にですね実際のまとめ資料の別紙と、
0:02:43	いうのを抜粋でつけておりますのでこちらの方で説明していきたいとい うふうに思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:50	資料の2ページご覧ください。
0:02:54	指摘に関してはですね直接共用相互接続というところに対する指摘と認識しておりますけれども、安全施設、それから安全機能と、
0:03:06	いうところは単一設計の部分についても共通ですので、
0:03:11	ちょっと単一設計の部分も交えてですね、ご説明したいというふうに思います。
0:03:18	資料の2ページですけれどもこれ別紙1-1の抜粋でありますけれども、安全機能の整理であるとか、それから、
0:03:29	安全機能を担保する構築物等の確認と、
0:03:34	いうところ、それから一番右ですけれども、これ設置許可基準規則でいうところの重要度が特に高い安全機能と、
0:03:43	いうものに該当するかどうかというのを整理した表になっております。
0:03:49	これですとこの例でいきますと、すべて重要度が高い特に高い安全機能というふうになっておりますけれども、この高い安全機能というふうになったものについてはですね、別紙1-2の方ですね。
0:04:04	次3ページご覧いただきたいんですけども、
0:04:08	こちらの方ですね、
0:04:11	多重性または多様性、
0:04:14	それから独立性、
0:04:16	あと試用期間が短期化長期化と。
0:04:19	というような整理をしております。
0:04:23	このような整理をした後にですね、単一設計箇所があって、試用期間が長期であると。
0:04:32	いうものに関してはですね、まとめ資料本文の方で、
0:04:36	きちんと評価、確認をしていると、というような流れになってございます。具体的に、
0:04:44	泊3号で抽出した設備としましてはですね、4設備、
0:04:50	ありまして、その4設備について、
0:04:53	単一故障を、が、対立故障を想定した場合においても、安全機能を達成できること。
0:05:02	または検知修復できること。
0:05:05	または、他の系統設備で代替できることと、
0:05:10	というようなところをですね、確認、それから評価しておりますので、それらはまとめ資料にきちんと記載したと。
0:05:17	いうふうになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	続きまして資料を4ページですけれども、今度共用相互接続の部分の整理ということです。
0:05:30	列の真ん中ほどですね、
0:05:34	安全機能それから泊の構築物と、ここまでは先ほどと同様ですけれども、右側、
0:05:43	重要安全施設に該当するかどうかと。
0:05:46	それから共用または相互接続をしているかどうかと。
0:05:50	こういったところをですね、確認して整理した表になっております。
0:05:56	これ確認した結果、共用または相互接続ということになりますと、資料本文の方ですね、共用または相互接続により、
0:06:06	安全性を損なわないということをきちんと説明していると。
0:06:10	というような構成で整理をしております。
0:06:15	以上ちょっと安全施設、安全機能というところの前置きですけれども、指摘事項に対する回答。
0:06:23	次のページからお示いたします。資料の5ページになります。
0:06:29	まず安全機能、対象たる安全施設ですね、これが明確ではなかったと。
0:06:36	いうところがありますので、まず安全施設を明確にするということで、
0:06:41	左上の原子炉本体から右下の避難通路まで、
0:06:48	安全施設ということで、上げた上で、何が共用している、または相互接続しているかというところを、緑枠、
0:06:58	または赤枠で示しております、これらが人以上の発電用原子炉で共用または相互接続しているというふうに対象となる安全施設を明確にしました。
0:07:13	その上ですね、後程また後でもご説明いたしますけれども、設置変更許可申請の本文相当、
0:07:22	のところにですね、この対象。
0:07:25	明確にした安全施設を記載し、さらに基準適合性を示すと。
0:07:30	というような資料構成としております。
0:07:35	続きましてですね指摘事項三つあったうちの2番目と3番目ですけれども、個別の設備に関するして聞いてございまして、
0:07:47	資料の6ページをご覧ください。
0:07:52	個別の設備の指摘の一つ目が、66kV送電線ということでして、指摘いただいた時点ではですね、33条、
0:08:02	保安電源設備と、12条の方でちょっと不整合な状況であったということですから、その後

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:10	33条の方ですね、基準適合に必要な設備であるという見直しをしまして、
0:08:17	先月の審査会後でも説明しております。従って、これについては、現在はですね、不整合は解消されたと。
0:08:25	というような状況になっております。
0:08:29	続きまして具体的設備で火災感知設備というところで、これ共用の位置付けがちょっと不明確であったと。
0:08:39	いうものですがけれども、結論としましてはですね今回火災感知設備、それから消火設備のうちのハロゲン化物、それから二酸化炭素
0:08:50	こういったものはですね、共用設備としないというふうに整理しております。
0:08:55	その理由といたしますか、背景ですがけれども、7ページ。
0:09:00	ご覧をご覧いただきたいと思えます。
0:09:05	この1行目から2行目にかけて、米エラー等を見、
0:09:10	の三つの設備、記載しておりますけれども、これら三つの設備は、従来、
0:09:16	従前ですね、1号2号3号共用設備としておりましたので、これらに対する火災防護設備、
0:09:25	これもですね共用設備とするのがいいんではないかと。
0:09:29	ということで整理をしておりました。
0:09:32	一方ですね新規制基準により、
0:09:36	設置または改造したものについては、現時点では12号の方、
0:09:42	審査も進んでおりませんし、3号の専用といたしますか単独といたしますか、3号設備として、
0:09:50	扱うのがいいんではないかということで、1号2号との共用はしないというふうに整理をしております。
0:10:00	以上がですね指摘事項3点の回答になるんですけれども、それで資料構成、どうなるかというところを最後ご説明いたします。
0:10:10	資料の8ページ。
0:10:12	ご覧ください。
0:10:15	真ん中から下の方にですね、左側、修正前、
0:10:19	右側、修正後ということで比較できるような形式で記載しております。
0:10:25	左の修正前、
0:10:27	ですね、G-3と書かれたところ、これが設置変更許可申請の本文相当になりますけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:36	設計の方針は記載しておりましたけれども、
0:10:40	具体的な安全施設の記載、それから基準適合性といったものは記載ありませんでした。
0:10:47	それを右側の修正後ですね。
0:10:50	まず安全施設を明確にしたというところで、赤字の部分ですね、これは明確にした安全施設を記載すると。
0:10:58	いうこと、それから基準適合性ですね、安全性を損なわないと。
0:11:03	いうことも記載するようにいたしました。
0:11:08	次のページ9ページご覧いただきたいんですけども、
0:11:14	右側の修正後と書いた下の方ですね核燃料物質のから始まる部分ですけども、一部、ここで記載しておりますけれども、これら以外にもですね、先ほどご説明したように、
0:11:29	共用または相互接続している安全施設がありますので、
0:11:33	すべての安全施設について、本分相当の場所に記載すると。
0:11:38	というような整理をしました。
0:11:41	同じページ、9ページの下の方ですね、火災感知設備、それからハロゲン化物、消火設備、
0:11:49	二酸化炭素消火設備、これらを共用としないということで、リストから除いたと、修正後の方は入ってないと。
0:11:58	というようなことを示しております。
0:12:02	以上がですね、審査会合指摘事項の回答になります。
0:12:07	続きまして、
0:12:10	ヒアリング昨年9月のヒアリングでいただいたコメントに対する回答ということで資料の4をご覧ください。
0:12:21	先ほどの審査会合の指摘事項の回答と重なる部分もありますので、概要だけさらっと回答していきたいというふうに思います。
0:12:32	ナンバーでいきますと、一番から4番、
0:12:35	これはですね資料全般のですね構成であるとか、あとリファレンスプラントに対するコメントということですけども、まず今回、リファレンスプラントというのは、女川2号ということで、
0:12:49	明確にした上でですね。
0:12:51	それに女川2号に対する、記載の適正化であるとかですね、どうしても
0:12:59	合わない相違が出る部分がありますので、そういったものはそういう理由、きちんと具体的に書くであるとか、
0:13:06	あと資料3の最初の方にですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:09	取りまとめ表というのがありますので、こういったところですね、泊独自のものと、
0:13:15	あと女川と差が出るものというのは明確に記載をすると。
0:13:19	というような整理をしております。
0:13:21	それから比較表の作成範囲についてもですね、
0:13:26	従前、昨年の段階では別紙の部分は比較表ありませんでしたけれども、すべて別紙を含めてですね、の比較表を作成したと。
0:13:36	ということでございます。
0:13:40	それから資料4のナンバー5、6ですけれども、これについては先ほどの資料1の審査介護指摘事項の回答で説明できているというふうに考えております。
0:13:54	ナンバー7ですけれども、これ運転指令装置というところと通信連絡設備というものの位置付けですけれども、今回
0:14:04	対象となる安全施設を明確にする中でですね、
0:14:08	まず通信連絡設備と、
0:14:11	というのが安全施設であってその中の運転指令設備というような位置付けで整理をしております。
0:14:20	それからNo.8につきましてもですねこれ女川との
0:14:26	記載の適正化というか比較というところですので、ナンバー1から4までと同じようにですね、きちんと女川をリファレンスプラントとして、
0:14:35	比較、記載の適正化を図ったというものです。
0:14:43	裏面行っていただきましてナンバー9、これ泊の独自の評価についてはきちんと説明を充実させるべきということで、
0:14:53	単一設計、単一故障の部分につきましても、つきましてはですね、資料1の方で回答をした通りではありますけれども、ここで四つ設備が抽出された中で、
0:15:06	原子炉格納容器スプレイ設備と、
0:15:09	というのが一つ抽出されております。
0:15:13	このスプレイ設備についてはですね、単一設計箇所として、配管というのとスプレイリングというところを抽出しておりまして、配管については多重化すると。
0:15:25	それからスプレイリングについては逆止弁を設置した上で、単一故障が単一故障を想定しても、
0:15:34	所定の安全機能を達成できるということを確認したと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:38	というのが流れでございまして、それがわかるようにですね、まとめ資料の方をきちんと構成見直したと。
0:15:47	ということでございます。
0:15:50	それからナンバー10番。
0:15:53	ですけれども、これ紫外線硬化型FRPシートの詳細説明と、
0:16:01	よろしいですか。はい。
0:16:03	詳細説明ということでダクトの補修に使うものですが、ダクトの補修として当て板というところとそれからここで書いてるFRPシートと、
0:16:15	このありましてそれぞれ詳細な手順であるとかですねあと概略図。
0:16:23	なんかをですねまとめ資料で説明、図示するというようなところで記載しております。
0:16:32	それから11番目。
0:16:34	ですけれどもこれ共用の考え方ということで先ほどご説明回答した通りと。
0:16:40	いうところです。
0:16:42	12番目ですけれども、これ単一機器故障の評価というところで、具体的に原子炉格納容器椅子スプレイ設備の
0:16:53	基準適合性の部分がですね、ちょっとセンコー大飯に比べて不足していたという部分がありましたので、先ほど9番でご説明した内容をですねきちんと
0:17:05	まとめ資料の方に反映記載していると。
0:17:09	というような状況でございます。
0:17:12	簡単ではありますがヒアリングのコメント回答としては以上になりまして、
0:17:18	本日のご説明内容の最後、その他ですけれども、まず資料、
0:17:24	でいきますと資料5ですね、資料5をちょっとご覧いただきたいんですけど、
0:17:35	本来であればですね資料5には、前回からどこが変わったかというのを具体的にですね、何ページのどの記載をどうしたというのを記載すべきではあるんですけど、
0:17:49	ちょっと12条の場合ですね、余りにもその箇所が多いと資料2、3を確認いただくとわかると思うんですけど、黄色マーキングしてる箇所がもう、
0:18:01	極端な話ほぼ全部であると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:03	いうところから、今回この資料5としてはですね、資料全般にわたって記載を適正化したということでゼロベース等まで、
0:18:13	言うところちょっと言い過ぎかもしれませんが、ほぼもうガラガラポンした状態と。
0:18:19	ということでご理解いただきたいというふうに思います。
0:18:23	それから本日お配りした資料6ですね。
0:18:28	これ先週ですかね先生中から資料を提出した以降ですね、我々チェックしてる中で、
0:18:37	大変申し訳ないんですけど誤記、それから脱字なんかをですねちょっと発見しておりますこれが20、数個ですね。
0:18:49	これらについては
0:18:50	もちろん次回、資料提出する際には反映してですね、先ほどの資料5の方には適正化リストということで、きちんと適正化したということでお示ししたいと。
0:19:02	いうふうに考えております。
0:19:06	それから本当説明の最後ですけども、これまでご説明した、
0:19:13	起ころうで説明し切れなかった部分で、ちょっと一部説明したい部分がございます。
0:19:20	比較表ですので資料3でいきますと、12-150というページ、
0:19:28	資料2でいきますと、12条の111と。
0:19:34	9ページ。
0:19:36	これ共用設備、
0:19:39	の設備名具体的に記載した表になっているんですけども、設備名の適正化したというのはあるんですけども、前回、
0:19:50	昨年10月の時点で、記載しておいた共用設備から一部共用外したというのがありますので、それを説明いたします。
0:20:03	安全施設でいきますと核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設というのがあります、
0:20:11	前回ですねこの中に使用済み燃料ピットを水系というのがありました。
0:20:18	これ今回整理をする中で、ピットの景気間接関連系という整理をしておりますので、今回は
0:20:29	その共用対象外というところちょっと言い過ぎかもしれませんがこの表からはどうも、
0:20:35	なくなると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:38	ということになっております。それから、
0:20:41	同じく核燃料物質の取扱施設等ですけども、ここで破損燃料保管容器ラックというのも前回規制記載しておりましたけれども、今回
0:20:54	使用済み燃料ピットの括弧の中にですね、使用済み燃料ラックを含むというような含むという表現。
0:21:02	入れましたので、
0:21:04	ここで含んでいると。
0:21:06	ということで前回から見直したといいますか、この表からは
0:21:12	落ちたというか、そういうふうになっております。
0:21:18	以上本日のこちらからの説明内容です。
0:21:26	はい。
0:21:27	規制庁のです。説明ありがとうございます。それでは確認をしたいと思うんですけどもまずパワーポイントから確認させていただけたらと思います。
0:21:36	まず私からちょっと確認といいますか、させていただきたいんですけども、ちょっと資料の構成として1ページで、今、
0:21:47	指摘事項中略とか書いてるんですけどもこれは何か下階ご説明するのであればまず指摘事項は全部列挙した方がいいかなと考えていて、
0:21:57	その中で、指摘が多数あって、回答を分けていくのであれば、何かこう下に下線引いて①とか②とか③とか分けてそれぞれその指摘を
0:22:08	分けていって、該当するような方針とか、多分そうしないんですけども、そもそも指摘が何だったんですかとかはわからなくなってしまうので、そういうふうに資料は構成を見直した方がいいのではないかと考えています。
0:22:21	北海道電力の太細です。はい。承知いたしました。この中略の部分についてもですね、指摘事項の原文を記載した上で、回答については
0:22:33	分ける場合分けるというようなところで工夫すると。
0:22:37	ということ承知いたしました。
0:22:41	はい。規制庁の尾野です。あとすみませんちょっと確認させていただきたいんですけども、
0:22:47	この火災感知設備については、
0:22:52	今許容しませんっていうふうにしてそれで記載を適正化しますっていうことなんですけれども、
0:23:00	その下火災感知設備でその安全施設には該当はしているけれども共用しないということだと思っておりますけれども、その感知設備って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:26:33	重要度分類指針に基づいてっていうのが、既解釈に基づく要求事項です。
0:26:39	で、
0:26:40	これねよく理解してもらいたいのは、
0:26:43	じゃあ、火災感知器ってどういう位置付けなんですかと。
0:26:47	重要度分類指針で笠井加地って出てきませんよね。
0:26:51	出てきますかって、まずそこから、
0:26:55	そうですね。
0:26:56	消火系に火災感知器はいるんですか入らないんですかと。
0:27:00	なったときに、
0:27:03	それは、これを見て多分入るとして判断されてるんだらうと思うんだけど、重要度分類指針の解説とか読まれましたかってことなんすよ。
0:27:14	確かにこれをね、便宜上、事業者が作ったもんだからわかりやすくっていうかあまり考えずにできるようになってはいるので、この
0:27:23	三鷹にそれが入るように読めるんだけどこれ何回も私言ってんだけどこれうちで承認したもんじゃないですよ。だから天野も指摘事項で言ったように重要度分類指針。
0:27:33	安全施設って何ですかって重要度分類指針なんですよ。重役じゃないんですよ。
0:27:39	そうすると、火災感知器ってどういう扱いなんですかってなったときに、まず我々消火系はクラス3でしょうと、重要度ポリシー載ってるからと。
0:27:48	なので証拠金は当然そういう整理になるでしょうと。
0:27:51	消火系を動かすため、要はそう消火系に関連する、
0:27:56	設備としてどう整理するんですかってのあった時に、
0:28:00	どう整理しますかってなったときに、重要度分類指針の改正でなんて書いてあるかっていうと、
0:28:05	要は、当該系の機能遂行に直接必要となる設備って、
0:28:11	火災感知器って消火系のために直接作動が必要な設備ですか。
0:28:16	どうなんですかと。
0:28:18	事業者でそこをよく考えてもらいたいんですよ。
0:28:21	それをこれ何回も言っていて、これじゃないですよ。
0:28:24	これは参考にしても構わないですけど、整理するときにはちゃんとそっちを読んでくださいよと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:30	それを踏まえると、先行の電力各電力会社は、それってそういうここで書いてある整理をしてたんですかなんですよ。
0:28:39	それ確認されました。
0:28:43	北海道二部の笹田です。今おっしゃったようなところをいろいろ確認しようとしたんですけども、ちょっと今の観点のところまで行き着いてなかったところがあったと思いますので、
0:28:54	改めて確認いたしまして次回のヒアリングの時に反映したものを持っていきたいと思います。以上です。
0:29:01	あれですね、要はね。
0:29:06	結果からいうと、今日の資料ってのはそれなりできてるんですよ。
0:29:10	この後の、重要度分類指針に基づく表もそれなりにできてはいるんですよ。
0:29:17	ただそれを多分事業者の方で理解されてこのパワーポイントを落としてないんだろうなど。
0:29:23	要はね、
0:29:25	何が言いたいかっていうと、
0:29:28	もう今更だから、
0:29:31	嘘。
0:29:33	私の家認識はね。
0:29:36	ここで言っているベイダーがどうかって話ではないんですよ。
0:29:42	メーラーにおいてある感知器がどうか、
0:29:45	要は、
0:29:47	ここで書いてある。
0:29:50	123号共用のベイダーだったり雑雑固体だったり答えくつ条項に、
0:29:56	設置する感知器がどうかっていう議論じゃまずないんですよ。
0:30:00	さっき言ったように、
0:30:02	それを言うんだったらこのビラとか雑固体焼却設備答える所属の、これ関連系ですか。
0:30:10	この
0:30:11	ベイダーとか固体廃棄物貯蔵設備の、
0:30:15	要は、ただ、多分放射性閉じ込め機能を担保するために必要なのは火災感知器なんですか。
0:30:23	電力のアセスいやそうではないですねはい。
0:30:26	であれば、この7ページの方でこうならないですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:30	あと新規性急峻だからどうかって話じゃないです。はい。はい。まず前提としてそれも違います。はい。
0:30:38	なので、こういうものを出すときに、要は事業者として先行の電力会社よく書く2、既許可になってるか、
0:30:48	会社よく確認してるんですか。
0:30:50	おそらくけどどこのサイトだってベイラであったり、答える所属なんていうのは、共用ですよ。
0:30:56	どこ行ったって、号炉ごと単独持つ事業者とかほぼ以内でとうにとかみたいに1個しかないとかって別ですけど。
0:31:04	そうなった場合にその感知器って共用にしてみましたかってないですよ多分ね。
0:31:09	違うようにはしてない。
0:31:12	北海道電力の太細です。はい
0:31:16	センコーさん何社か確認した中でですね、共用を
0:31:21	本当過去のPWRではですね、実績ありましたけれども最近のBWRではですね共有にしておりますでその理由も、
0:31:31	確認はしたつもりではあったんですけども、先ほどご指摘いただきました重要な分類指針の方ですね、こちらに対する確認とか、
0:31:42	理解がちょっと不足してまして、まさにあの時アック民間規格の方をですね、ちょっと中心に見てしまったというところございますので、ちょっと今一度整理をしてですね、ご説明したいというふうに考えております。PWR電力で、
0:31:58	共用ってやっています。
0:32:01	はい伊方3号がですね、消火設備それから感知器、
0:32:08	感知金も、
0:32:11	はい。しておりました。
0:32:19	えっとですね。
0:32:20	私の認識なんで事業者よく確認してもらえばいいと思うんだけど、さっき言った話になると、
0:32:26	まず消火系、ここで言っている議論になっているのは消火系なんですよ。
0:32:32	消火系っていうのはここで言っている、さっき書いてあった。
0:32:38	加来。
0:32:40	ここで言うと、消火系って言ったら、ポンプ関係でポンプを、
0:32:45	ここ証拠系ね。
0:32:53	消火系を動かすために必要な機能って何ですかってなったときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:58	感知器は別にあってもなくて別の方法で感知できるから当然、
0:33:05	消化を可能ですよねと。だから、過去の既許可でも、もともと共用するかしないかって判断してて、菊川でもそれ共用になってないですよ感知器は、
0:33:16	そうですね。
0:33:17	そうすると、じゃあ、
0:33:20	さっき言われた新規基準でっていうのは多分ね、それは合ってるんですよ、当てるっていうのは、新規性基準でつけた消化器については、自動消火の機能を持たしているんで、そのための感知器っていうのは当然その機能を満足するために必要な感知器になるわけです。
0:33:35	そうするとそれは、
0:33:36	基本的には、消火設備の機能を満足するためには必要な感知器になるわけですよ。
0:33:44	で、一方でここで言ってるのは自動消火のための感知器かどうかっていうだけなんですよ。
0:33:50	終わります言ってること、理解いたしました。そういう意味では、ここで挙げてる感知器っていうのは二酸化炭素をだったりだとか塗布、ハロゲン化ガスだっりの
0:34:04	のための自動消火のための感知器なので、そういう意味では
0:34:09	何だろう。
0:34:11	自動消火するための感知器になってます。今ここの
0:34:17	何だっけ。
0:34:18	ここの、
0:34:21	設備設備っていうのはペイラについての自動消火のための感知器。
0:34:25	そういうそういうそういう認識です。
0:34:30	葛西風間委員。
0:34:33	本店で平田さん聞いてますよね。
0:34:39	製造本部。
0:34:42	はい。北海道電力平田です。聞こえてます。
0:34:47	今私の言った認識でよかったですよ。
0:34:51	はい。フェーラー室にはですねCOⅡの二酸化炭素消火設備を自動消火設備として設置してございます。
0:35:25	その自動消火が8条の適合上必要な自動消火なのか。
0:35:29	要は、昔から安全のためについてる所、主訴の自動消火なのかによってまた話は別だから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:38	平田さん。
0:35:40	私の北海道電力の朝田ですけど私の認識としては、8条の要求でつけた、自動消火というふうに認識してるんですけど間違いないですかね。
0:35:51	該当。北海道電力の平田です。はい。新規制要求で設置したし二酸化炭素消火設備という認識で間違いございません。
0:36:03	私が気にしてたのは、
0:36:05	系統分離で1時間プラス自動消火の自動消火を基にしてるんですよ。
0:36:09	その自動消火が、放射性廃棄物設備にはついてないだろうなと思って、
0:36:14	A系とかクリーで要求してるのはあくまでも、
0:36:19	放射性ちょうど閉じ込め3時間の壁だけなので、自動消火の要求はない、ないんですよ。
0:36:25	もともと。
0:36:27	なので、さっき言ったようにそれは共有にならないだろうなと思ったんだけど、
0:36:31	8条のために必要な自動消火として新規性基準でつけてるんだったら、
0:36:36	これも新規制基準に、
0:36:38	んならないっていう、さっき説明言わなかったんですけど。
0:36:48	北海道電力の太細です先ほどご説明したのはですね、新規線基準。
0:36:55	の要求を受けて新たに設置、または既存のものを改造したというものについてはこれ
0:37:04	従来は共用だったかもしれないんですけどもちょっと形が全く変わっちゃうというところで、今回、
0:37:11	3号の単独設備という扱いで整理をしたというところをご説明いたしました。
0:37:25	ですので、北海道電力の太細です。
0:37:30	宇部仮にベイラの部屋の消火設備というのが
0:37:34	で、それが新規制基準八条の要求であったとしても、今回3号炉の審査においては、3号の単独設備と、
0:37:45	いう位置付けで考えているということでございます。
0:37:51	規制庁宮本ですけど。
0:37:53	まずね、
0:37:54	今、葛西の担当もいるからあれなんだけど、
0:37:58	火災の審査がまだそこまで進んでないんで、今私の方からちょっとゆ、ちょっと勘違いもあったのであれですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:38:05	ペイダーとか廃棄物処理建屋とか、こういうものは、
0:38:11	系統分離で言っている自動消火の対象には多分ならないと思うんですよ。
0:38:15	ていうのは、系統分離で火災審査基準で求めている放射性閉じ込め機能ってのは3時間耐火比木なので、
0:38:24	3時間耐火平気で多分追われていること、ちょっと今手元で見るとそういうふうに見えると。
0:38:31	なので、もともと系統分離っていうのは、要は重要度、重要度の高いやつで、1時間プラス自動消火っていうやつの対象になってるやつ。
0:38:42	だと思ってたんですよ。
0:38:43	今説明されてるのが、8条の適合で必要なので自動消火つけましたって言ったのが、それは、
0:38:50	火災の、
0:38:53	消火が困難だ。
0:38:56	エリアなので、自動消火をつけましたっていう判断なのかどうかって、
0:39:02	どっちなんでしたっけ。
0:39:03	その部分を教えてもらおう。
0:39:07	北海道電力の笹田ですけども平田さん今のご質問に対して回答をお願いしますか。
0:39:16	北海道電力の平田です。来たい方につきましては、消火困難な火災区画としまして次、二酸化炭素消火設備を設置という整理にさせていただきます。
0:39:30	わかりました。であれば、
0:39:45	あれ固体工認、これ今つけたその自動消火って、これ先行からついているからもうつけたって感じなんですかね。
0:39:57	ないです。
0:40:11	平田さん、笹田ですけども、
0:40:15	火災が困難になるっていうのはどういうことを受けて、課題が困難になるっていう判断なんですかね。
0:40:23	北海道電力の平田です。過去の弊社のヒアリングにおきまして、固体庫に設置してあるドラム缶がですね、アスファルトということで、
0:40:34	可燃物を内包する設備になってございます。その性質上消火困難となり得るというご指摘をいただきまして、過去の
0:40:46	ヒアリングの中で装荷困難なエリアということで整理させていただいたところですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:56	わかりました言ってることは大体わかってきました。
0:40:59	そうすると、
0:41:02	火災感知器必要になっちゃう。
0:41:04	その消火設備って 123 兼用になっちゃうわけですね。
0:41:08	自動消火違うんだっけ。3号単独なん、3号単独の設備に依拠するってこと。北海道電力の太細です。はい消火設備のうち、
0:41:18	水消火はもともとポンプ、
0:41:21	共用でしたので、あれですけども、ガス、
0:41:24	今の例でいきますと二酸化炭素消火設備は、新たに設置したということで、今の泊3号炉の審査においてはですね、3号単独設備と、
0:41:35	いう整理をしております。
0:41:44	北海道電力の太細です。そうですね 12号の審査においてはですね、すでに3号で適合確認されたものを、同じように使うのであれば当然 123号共用と。
0:41:57	いう扱いで整理をするということになります。以上です。
0:42:50	衛藤ですけどそういうことだと今ここで言っている。
0:42:56	1に一等ペイダー雑固体固体廃棄物貯蔵庫のうち今言ったのはどんどんエリアになります。
0:43:04	自動消火水密度ついてるの。
0:43:08	日英平は、北海道電力の笹田ですけども平田さん、今のご質問に対して、
0:43:13	回答お願いできますか。
0:43:18	北海道電力の平田です。先ほど言われているのは、母体行ペイラ雑固体焼却設備という認識なんですけどその3ヶ所にガスは、
0:43:29	ハロンとCⅡの2種類で、3ヶ所ともに、自動消火設備が設置されます。なお、二酸化炭素は固体高のみになってございます。
0:44:13	ちょっと
0:44:16	庁内打ち合わせします。
0:45:15	平田さん。
0:45:17	答えことか、と答えが屋外からあれだけでも、雑小とかの水消火系って、今新たにつけたとかその建築からの自動消火には繋がってないですよ。
0:45:34	北海道電力平田です。水消火設備には繋がってない自動ガス消火設備、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:42	の起動ロジックにということでしょうか。はい、そうですそうです。そういうことです。
0:45:48	当時動画消火設備の起動ロジックに水消火設備は関連してございません。
0:47:18	ちょっと再開します。
0:47:22	北海道電力の畠山です。
0:47:25	伊方さんを聾の焼却炉ですとかの建屋につけてます感知器は、
0:47:34	許可にのっ感知器として載ってまして。
0:47:39	そこで123号炉に共用という記載がございます。
0:47:43	はい。
0:48:16	消火設備、脳に対する、
0:48:19	関連系であったり、当該系っていう考え方なんでそうすると、
0:48:25	今、感知器をどう整理するかって、さっき言ったように、どの感知器でもっていうつもりはあまりないんだけど、
0:48:32	作動ロジックに関わる場所というのは多分
0:48:35	要はそれをもって安全機能になるので、そこは含まれるでしょうと。
0:48:40	で、
0:48:41	気にしてるのは、もともと共用してるエリアなんだけど、そこについてる消火設備に関しては共用してなかったんで、今回単独3号の適合で単独でつけますよと。
0:48:53	言った後で、1号の申請が来た時点で今度1239にすると。
0:49:00	それは、
0:49:03	次。
0:49:05	防潮ゲート、
0:49:13	ああ、そうか。
0:49:15	それちょっと実績よく確認した方がいいかもしれない。言われてることはわかりました。なので、そういう意味だとちょっとこのパワーポイントで直さなきゃいけないと思う。
0:49:24	佐渡ロジックで機能してる場所以外は、
0:49:28	要は、
0:49:30	福間駒井っていうかというふうに整理したので、今回、
0:49:36	整理し直しましたっていう多分整理の記載になると思うんだけど今の記載は、エリアの話になってるかちょっとそれを私は気にしててエリアは、
0:49:45	エリアで単独では関係ないですからねっていう話です。いいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:51	北海道電力の太細です。はい、承知しました。いずれにしてもですね確認してパワーポイント資料、資料1のですね、記載の適正化修正と、
0:50:02	というのが必要と認識しましたのでそのように対応いたします。
0:50:09	あとですね、
0:50:11	パワーポイント。
0:50:12	ちょっとね、指摘事項を正確に書いていただけていないので、正確っていうか全部書いていただけていないので、
0:50:19	これパワーポイントが、その会合のときの本当の回答になってますかっていう。
0:50:25	話があって、
0:50:27	例えばね、3ページはここに書いてある内容わかるんだけど、
0:50:31	本当に3ページって我々会合で求めてた回答なのっていう、
0:50:38	もともとの指摘事項っていうのを読むと、要はここ書かれてないけど、
0:50:43	要は共用または相互に接続場合は減少して安全性を損なわない設計とする説明として先行プラントは対象となる安全施設を記載しているのに対して友利さんの資料では記載がなく設備が不足していると。
0:50:55	それは記載を充実させましたというのが回答だと思うんだけど、その充実させましたっていう内容は、おそらくこの2ページとか、
0:51:03	4ページのこの表になるんだけど、
0:51:07	私としては、ちょっと、
0:51:21	私としては、例えばこのまとめ資料で説明した方がわかりやすいんじゃないですけど、
0:51:25	109ページから、
0:51:28	110ページ111ページ。
0:51:31	112ページ。
0:51:33	の説明が、
0:51:35	あって、整理しましたっていうふうな整理した上でこの結果をもって、記載を充実させましたというのが答えかなと思うんだけど、なぜかこれがちょっとあまりこう、
0:51:48	3ページなんか特に言われてることはわかりはするんだけどこれが今回の会合の回答になってるのかなっていう。
0:51:54	気はするんだけど、いかがですか。
0:51:57	北海道電力の太細です。おっしゃる通りですね、3ページにつきましては直接の回答かという、ノーになってしまうと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:08	一方でですね安全施設、それから安全機能を有するということで、共用の部分と、単一設計の部分で、重複して整理した部分もありましたので、
0:52:20	ちょっと今回説明させていただいたということでこの
0:52:25	適切かどうかというところはですね再度こちらで検討しまして、審査会合の資料でどうするかと。
0:52:32	いうのを考えたいというふうに思います。はいお願いします。要はねここで審査会合で指摘しているポイントっていうのが、
0:52:44	要は三つぐらいあると思うんだけど、それを組ままず1回整理した回答にしてもらった上で、
0:52:54	プラスアルファが必要であればまとめ資料に落とせばいい話であって、
0:52:58	今、このパワーポイントだと、一体この指摘事項が何だったのかがよくわからない。
0:53:05	なので今、だから一つ目としてはせずに全国で対処してる記載がなく説明をしてきていると、そこは修正しましたって多分回答になってて、
0:53:15	あとは66キロの送電線についてはどうなってますかって言ったら、それは回答として
0:53:23	6ページに書いてあって、ここも回答が多分不足していて、これまで66kVってのは12号、12号の単独設備として、
0:53:34	登録していたんだけど33条の適合において、3、3号機適用な設備として123を共用として整理しましたっていうふうにして書いておかないと、
0:53:46	この記載だとよくわかりませんで。
0:53:49	まずそういうことですよ。
0:53:52	で、あとは、
0:53:56	火災感知器の話っていうことになるんですよ。
0:53:58	最後、全体的な資料を見直しましたって多分市民になると思うんだけど、そういうふうにパワーポイントを作っていないと、今のこのパワーポイントだと、一体指摘事項が何だったん、何で。
0:54:11	何を回答しようとしてるかがよくわかりません。
0:54:14	いいですかね。
0:54:16	北海道電力の太細です。はい、承知いたしました。見直しいたします。
0:54:22	はい宮本ですけど、これでも、
0:54:25	泊の北電の方の上層部の方とか見てこれは一応レビューしてきたんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:34	これが、だから、指摘事項が、あの紙で、多分先行への正確に審議結果 ってというのが明確にどんと出ていると。
0:54:43	それに対してこれが回答になってるって泊の方でレビューして上で我々 のところにこれ提出されてるという認識でいいですかこれ。だから、
0:54:52	これそれぞれを確認した資料になってるとはちょっと思えなくて、
0:54:56	これは一応金田さんの方でこれ、
0:54:59	それ大丈夫ですか。
0:55:05	北海道電力の笹田ですけども大変申し訳ありません私の使う伝え方だっ たりだとか、社内での説明とかそういうのもちょっと悪かったところも あったと思うんですけども、
0:55:15	そういう意味では今回こういう整理をしてしまったので、次回のヒアリ ングの時にマネージャーのきちっと今のご意見を踏まえまして整備成し 直しますのでよろしくお願ひいたします。はい。
0:55:26	なので先ほどちょっと、大まかに言って繰り返しになるけどまず指摘事 項全部載せてください。
0:55:32	ほんでそれを例えば3分割で回答するなら3分割に分割4分割、それぞ れの分割の構わないので、
0:55:40	初めに、全体をさ、示さないと、こういうものは、結局回答漏れが起こ ったり、
0:55:47	我々の方でもうこれ何の回答なんだっけて話になっちゃうんで、そこ はよくやってください。いいですかね。
0:55:56	電力の笹ですけども、承知いたしました。
0:56:00	規制庁ねそうするとこの5ページも、これ、
0:56:04	必要ですかっていう話なんですよ。
0:56:08	ここなのは当たり前の話なんだけどこれ、この5ページが必要ですかっ ていう話だったりですね。
0:56:15	なりますので、
0:56:17	お願いします。いいですかね。8番とか8ページとかはその記載例を挙 げるっていうんであれば、最後のまとめとしてこういうふう直しまし たっていうのは、それなりにわかるんですけど。
0:56:28	その辺がわかりませんということでもいいですかね。
0:56:33	北海道電力の笹田です承知いたしました。
0:56:36	あと、ちょっと中身の話ですみません。
0:56:41	中身の話で、
0:56:43	これはわかりやすいんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:47	んところ、
0:56:53	ここで一番最後の9ページで書いてある。
0:56:55	これちょっとわかんないでしょうか、設備連絡ラインってのがあるんだけど、
0:57:00	これね、もともと上の、これ関係がよくわかんないんだけど電動消火ポンプエンジン消火ポンプろ過水タンクって、
0:57:09	これは共用になってるんですよね、共用になった上でその中の一部が接続してるっていうそういう説明なのかこれと全く別物なのか、どっちなんでしょう。
0:57:20	北海道電力の太細です。これ図を見ながら説明したいと思います。ちょっとまたページ探しますのでお待ちください。
0:57:42	比較表、資料3。
0:57:45	ページ番号がですね、12の別紙2-2の9ページをご覧ください。
0:58:03	そうですねほとんど最後の方になります。
0:58:16	北海道電力の太細です。この図でですね緑が共用の範囲、赤が相互接続の範囲というのを示しております。緑の範囲はですね、
0:58:29	ちょっと先ほどの説明と重複してしまうんですけども、12号の設備を、3号の
0:58:38	ものとして使うということで、図でいきますと、真ん中より上側、これ12号の方ですけども、
0:58:45	このほとんどが緑で共用範囲となっていると。
0:58:48	一方で同じような消火設備というのも、さんご側にありまして、これ図でいうと下半分なんですけれども、ここの12号側、上半分と3号側、下半分、
0:59:00	これを赤い線で相互に接続していると、いうことになっております。
0:59:09	要はろ過水タンクが四つあって、2項123共用なんだけど、二つが3号単独なので、そっちから水を回すやつだけ総合連絡でそういう整理をしてると。
0:59:20	北海道電力の太細です。その通りです。
0:59:37	あとですね、
0:59:44	司令塔って何かあったと思うんだけど、ちょっとその説明をお願いしたいんですけど。
0:59:52	北海道電力の太細 s 運転指令装置運転指令設備のことでしょうか。
0:59:58	はい。
0:59:59	これですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:03	通信設備我々ページングと呼んでるものでして、これも 12 号側、
1:00:09	2、
1:00:10	ページング設備あります。3 号側にページングの設備というのがあります。
1:00:15	その回線といいますかケーブル、
1:00:19	総合、
1:00:20	21 号側と 3 号で接続していると。
1:00:23	というような状況になってます。ちょっとですね今回
1:00:27	通信連絡設備の図面はちょっと先行でも見当たらずでですね当社の方でも、まとめ資料野辺添付という形、別紙という形ではですねお示ししてないんですけれども、
1:00:40	12 号側と 3 号側、それぞれ設備があって、物理的に接続しているというものでございます。
1:00:49	はいわかりじゃちょっとそれは図をつけてもらったほうがいいかなと思います。いいですかね。
1:00:56	北海道電力の太細です。承知しました。
1:01:06	運転手レート自体は、
1:01:08	通信連絡設備にとっての、
1:01:12	当該形になるわけ。
1:01:17	北海道電力の太細ですはい当該
1:01:21	事故 G のですね、
1:01:24	中央制御室等からの連絡ということで、これ当該形になるというふうに考えております。
1:01:31	はい、わかりました。
1:02:06	とりあえず今んところは、そんなもんかな。他何かあれば。
1:02:15	実はねテンパチまではよく今見ているんだけど、それ以外の後ろの方まで全部見切れて何か余りにも変更点多すぎて、我々ちょっとここまで変更されてしまうと、
1:02:25	一、二日で見れる量じゃなくて普通は、こういう論文ではあるけど、普通は一向に箇所とか、見る範囲で、
1:02:35	来るんだったらそんな問題じゃないんですけどこんなに変わっちゃうと、
1:02:40	基本的に大丈夫かなと思ってさらに見なきゃいけないので、
1:02:44	1 億口頭で確認しとくとこれ、今 B O 1000 にしてるっていうのはそれを理解してて、資料も呼び寄せしてるんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:02:51	泊で単独で要はスプレ配管のあそこの部分以外で、
1:03:01	特徴って何か、安全施設でありましたかねっていう確認なんですけど。
1:03:07	再度電力の笹田です。基本的にそういうところをですね比較表の表、1枚目の表紙のところですね列挙するように心がけたつもりでございます。
1:03:23	はい。
1:03:30	だけだったらあんまり変更っていうのはないかなって。
1:03:33	先方に比べて、
1:03:37	そう。
1:03:38	あんまり、あんまり、
1:03:40	うん。
1:03:41	はい。基本的にないっていうふうに考えてます。
1:03:44	はい、わかりました。どうぞ。
1:03:49	すいません基本的なところで教えていただきたくて、
1:03:54	取りまとめた資料の2ページのところで、非常用循環系統っていうのが出てくるんですけども、
1:04:02	中央制御室の換気空調装置と、ここも出てきてるやつって質問なんですか。
1:04:10	北海道電力の太細です。すいません最初のところちょっと聞き取れなかった、どちらの資料でしょ、規制庁すいません比較表の取りまとめた資料の2ページで、
1:04:23	中央制御室の非常用循環系統っていうのが出てきて、女川2号とか、
1:04:30	多いのかな、中央制御室の換気空調系っていうやつで、多分この換気空調系統。
1:04:37	退避するものは友利だと中央制御室の換気空調、
1:04:41	装置だと思うんですけどそこから何かこう限定してるのか何かで非常用循環系統っていうところにこう、何かこう、少し範囲を狭めてるとか、ちょっとよくわからなくて、
1:04:52	換気空調装置の
1:04:55	ところの非常用循環系等の関係をちょっと教えていただきたくてですね。
1:05:00	北海道電力の笹でございます。
1:05:02	衛藤。
1:05:04	5市ご指摘の通りというかあれなんですけども、一応制御室等特徴拡張装置の中に投資用循環系があるという位置付けで、もちろんこの中で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:18	常用系のラインですね外気取入ラインですとか、排気ラインとかございますので、そういうのも含めてひっくるめて中央制御室換気空調装置、
1:05:29	ここの中に書いてある、今説明したものも入ってますけども、非常時に
1:05:39	閉会を循環運転をしてグルグル回るってところが中央制御室非常用循環系。
1:05:47	になります。
1:05:54	規制庁大野です。わかりました。
1:05:59	少々お待ちください。
1:06:29	規制庁のすみませんそれで比較表を見て 12-34 を見たときに、
1:06:37	何か、
1:06:40	あれですね系統概略図とか、
1:06:44	女川の方だと換気空調系とかのその何かへ、閉回路循環運転とかそういうのをあんまり何かこう、
1:06:51	限定しなかったのが何かこう、そこで何か泊がこう非常用循環系等って書いたことが何か、どういう差異があるのかっていうのだけすいませんちょっとわからなかったのが、
1:07:02	北海道電力の太細です。ただいま笹田から説明したようにですね、中央制御室空調装置という大枠のようなものがありまして、
1:07:13	その中に非常用循環系があると。
1:07:16	重要度の特に高い安全機能を有するものはどれというふうになった時にはこの非常用循環系ということになりまして、
1:07:26	非常用循環系以外の空調装置についてはですね、重要度の特に高い安全機能を有していないという整理をしてますのでそこでちょっと表現といいますか、文言を使い分けているというような状況です。
1:07:42	北海道電力の笹です少し補足させていただきたいと思うんですけども、
1:07:47	女川さんの場合外気取入も事故時モードとして入ってるので、おそらくなんですけどもうちで言うところの空調装置全体。
1:07:59	的に安全施設施設になってるのかなというふうに考えてます。
1:08:03	規制庁のスワップありました。
1:08:06	すごい。
1:08:08	はい、大丈夫。今の件は大丈夫です。あとすいませんもう1個教えていただきたいくて、
1:08:22	記載だけなんですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:29	すみません、ちょっとこれ記載のルールだけ教えていただきたくて、12-40 ページのところなんですけど、
1:08:37	アニュラス空気浄化設備のところでは設計方針を女川と対比して非常に女川の方、非常用ガス処理系ですけど書いたっていうところでは書いた内容については、泊では既許可の該当部分を張りつけましたみたいな感じなんですけれども、
1:08:53	これ何ですかね、女川とかその他の何か先行プラントとかもこう、
1:08:58	記載で何かこう許可の該当部分を張りつけたとか設計方針のところのこの記載って、何かこれが正しいのかなっていうのもちょっとわからなかったんですけれども。
1:09:09	何かあれなんですか、これは。
1:09:11	もう、
1:09:13	非常用、
1:09:15	ガス処理系か何かのを、女川を設計方針を変えて、
1:09:21	いてそれが何かこう、能力を変えているからこれで一緒ですっていうふうな、
1:09:26	のでいいのかなっていうところはちょっとわからなかったもので、ちょっと説明をお願いします。
1:09:34	牟田です今の件ですが、青沼の方この事故時の、
1:09:41	法線を低減の層厚生物を低減すると昨日書いておりました、
1:09:47	今度はこちらについては特に変更はないところなんですけど、まとめではその期間の該当する部分を記載したという形になっております。
1:09:55	規制庁の上坂三嶋ってスペック的なものを書いているのは一緒なので既許可でもうすでに泊が書いてあるからそれを持ってきたということで、わかりました。
1:10:06	はい、あとすみません少々お待ちください。
1:10:14	江藤宮本です。あとちょっとこれお願いなんですけど、22 条のこのまとめ資料でいうところがちょっと大きいので、109 ページの、
1:10:24	この整理のところと最後でもうどこでもいいんですけど、
1:10:27	既許可で共用が説明されているものと、今回新たに追加で共用、
1:10:34	2 共用なり相互接続になったものを、ちょっと分け時分けというか、記載を追記しておいてもらいたいね※でも何でもいいんですけど、最後に、
1:10:43	要は我々として何が確認したいかっていうと、既許可ですすでに共用が許されてるものについて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:49	は、確認したっていう、レベルになるんですけど新規で例えば 66kV 線みたいなのを新たに追加したとかっていう話ができるようにしといていただきたいなと思います申請書上は多分そこまで識別しなくていいと思うんだけど、
1:11:07	お願いしますいいですかね。北海道電力の太細です。承知しました。
1:11:21	規制庁のすいませんあと 12-13 ページなんですけど、
1:11:27	この記載だけなんですけれども、上から四つめのところで 3 号炉の洗浄排水処理系の容量を超えないよう運用することで、みたいな記載があるんですけど、
1:11:41	これ下見ていくとフェーラーとかの方だと、
1:11:47	容量のところに
1:11:50	処理容量とか貯蔵容量みたいなところとか何の容量みたいな、具体的に書いてるんですけどこれあれなんですかね。
1:11:57	洗浄処理系の中は何の容量とか書かなくていいのかなっていうのちょっとわからなかったんで、何か。
1:12:04	そこはちょっと教えていただけたらと思うんですけど何か記載適正化をする必要があれば、整理していただきたいくて、何か先行でこういう書き方があれば、それが持ってきたのであればそのままいいのかなと思うんですけど。
1:12:20	北海道電力の太細です。
1:12:23	これ比較表上はですね、リファレンスプラントであります女川 2 号は、固体廃棄物処理系で液体廃棄物処理系の話はありませんので、
1:12:36	女川との記載適正化ということではございませんで、
1:12:40	実際その線上排水処理系でどういう容量かといいますともちろん
1:12:46	タンクに貯蔵する貯蔵容量、それから蒸発装置で処理しますので、処理容量というものがありますので、これ
1:12:57	女川以外のプラントも確認しますけれども、特段その
1:13:03	何もなければという形で、合わせる理由なければですねきちんと処理容量それから貯蔵容量ということがわかるようにしたいと思います。
1:13:16	規制庁の佐野ありがとうございます今のところとかもあるんですけど、
1:13:22	今回 PWR に合わせて工機、PWR で記載を始めたのは多分泊だけだと思っていて、何かそういう細かい記載のところとかあと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:32	少し比較がないところで、ただ何か先行のPWRで似たような、こういうふうな記載があったりとか、何かそそういうのがあればですね少し並べていただけたらなと思っていて、
1:13:44	なんか多分全体的に書いてること自体女川の方にこのPの特徴を当てはめて、あってはいるものの、そうすると何か他のこの今比較が女川と泊だけでPWRの特徴の記載があるのかないのかっていうところがちょっとわからないのでもし何か似たようなのがあったり先ほどみたいに
1:14:03	既許可の部分から持ってきてるとかっていうのがあればですね少し横に並べていただけるとわかりやすくなるのかなと思ってですね、できれば可能な範囲でできればお願いします。
1:14:16	北海道電力の田崎です。承知しました。一番左、大飯発電所 34 号というのがありまして当然比較はしておるんですけども、それ以外のプラントで参考参照にした。
1:14:30	ようなところあればですね、抜粋して、
1:14:33	転記するようにいたします。
1:14:44	規制庁大塚です。比較表の 12-15 ページお願いします。
1:14:49	ちょっと先ほどと似たような話なんですけど、
1:14:54	火災防護設備の説明が書いてあって泊藤、女川でちょっと記載ぶりが違って、
1:15:03	泊は、必要な箇所に消火水を供給できる設計とするとしか書いてないんですけど、女川は必要な容量を確保するとか、
1:15:12	接続部の弁を閉操作するというようなことが書いてあるんですが、
1:15:16	これは記載を分けた理由は何かあるんでしょうか。
1:15:26	はい。北海道電力の畠山です。
1:15:30	これはですね、
1:15:32	先ほど別紙の 2-2 の、
1:15:37	4 ページ比較表ではない方の消火設備の系統図をご覧いただいたんですけども、
1:15:46	とですね。
1:15:50	これ泊発電所の、
1:15:53	12 号機、今回共用とする 12 号機のはいすいません 12 号炉の消火設備が、
1:16:03	消火、12 号炉の消火設備の、
1:16:06	供給、消火水の供給先が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:13	共用エリアである固体庫ですとか、放射性廃棄物処理建屋ですとか、あとディーラーの部屋に供給するんですけれども、その今言ったベイラ答えこうザッ抗体焼却設備っていうのが、
1:16:27	もともと12号炉の
1:16:30	消火設備の消火水の供給範囲にあるものなので、
1:16:35	これがもし3号炉の方に、
1:16:38	あるエリアであれば、隔離をすると、というような表現をするんですけれども、今申しあげましたようにもともとが12号炉のにある。
1:16:48	そのエリアに対して、12号炉の消火ポンプの方で、水を供給するっていう、そういう系統になっておりますので、
1:16:58	あえて
1:17:00	隔離をするっていう表現は使わずに、必要な箇所に、
1:17:05	水を供給できるっていう、
1:17:08	表現にしております。
1:17:14	規制庁大塚です。確認については承知しました。
1:17:17	あと容量についてはいかがでしょうか。
1:17:26	はい。北海道電力の畠山です。
1:17:30	こちらの記載に関しましては、
1:17:34	ですね。
1:17:38	女川2号、2号炉の記載が各号炉に必要なっていうふうに書いてるんですけれども、
1:17:45	泊の方は、各号炉というよりも、12号側の話でしかないので、それでももとの設計が、
1:17:56	12号に供給できるような設計になっているので、
1:18:00	それであえて各号炉にという記載ではなくて、必要な箇所にという表現でちょっと書き分けたという状況ですね。はい。
1:18:11	これがもし12号の消火ポンプで3号炉の方に水を供給するのであれば、各号炉に必要なっていう、女川2号炉の記載を書くところなんですけれどもそういう系統構成になっておりませんので、
1:18:25	この記載としております。
1:18:29	規制庁大塚で生じました。
1:18:31	そうしますと、ちょっと書き分けた理由ですね容量と確認の部分。
1:18:36	の理由について、そういう理由の方に、
1:18:39	記載していただいてもよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:43	はい北海道電力の畠山です。現状の記載理由だとそういった、今ご指摘あったことがわからない記載になっておりますのでこちらの方に記載するようにいたします。
1:18:55	網本ですけど、
1:18:58	これ前から言ってるんですけど、
1:19:02	表現を変えるときっていうのは、もっと慎重になってください。
1:19:06	要は、ここで書いているのは、
1:19:11	ポンプについては、供給できること。
1:19:15	タンクについては容量を確保すること。
1:19:18	この二つがそろってここの説明になってるはずなんですけど。
1:19:22	それを、
1:19:23	今変えたことによってそれがありません。
1:19:27	だからその供給先の話とかいろいろ言われてるんですけど、これはあくまでも、
1:19:32	この消火ポンプ、
1:19:34	消火水、ろ過水タンクが、
1:19:37	共用によって、
1:19:39	安全性を損なわないかどうかっていう説明をするのであって、
1:19:43	行き先がどうとかっていう話ではないんです。
1:19:47	これ何回も言ってるんで、もう私も疲れてるんですけど、
1:19:52	要はそういうふうな認識を持ってこれをもし作られていてこの給料部分にそういうところがあるんだったら、それはもう改めて事業者の方でよく確認してください。先ほど言ったように、基本的には、先ほど大野も言ったと思うんですけど、どこの構文がね、
1:20:08	公文一つ手にを一つ変えても、結構意図が変わります。
1:20:12	ですので、簡易ではないと思うんですけど、こういうふうに新しくこれ多分、今新しくどっから持ってきてってオリジナルで書かれたんですよね多分ね。
1:20:24	ダイドー電力の畠山です。その通りです。オリジナルで書くっていうことはあれほどやめてくださいって言ってたつもりなんですよ。兼田さ。
1:20:33	そうですね私。
1:20:34	だから、必ずどこから、どこの、どこのプラントでほぼ同じ設計であれば、その書き方を持ってきた上でそれはどこを参考にしたかちゃんと明確にしてくださいと。
1:20:44	言っていたにもかかわらず今普通にチャレンジされてるんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:49	そこはちょっと私びっくりしてるんだけど、それ大丈夫すかね。
1:20:53	北海道金田です。おっしゃる通りこれ変えているというよりはそもそもその女川の買い取りとかポンプの強が供給できる話と容量があることってことを書いてることが、
1:21:03	我々疑似的にこう書きちゃってることによって、ここだけ見ると確かに変な音があるわけじゃ決してないと思うんですけども長井としてるところがちゃんと書けてないっていうのは、よくわかりましたので、
1:21:14	そこを踏まえた上でちょっと修文残したいと思います。はい。よろしくお願いします。
1:21:22	規制庁大塚です。先ほどのところはちょっと、
1:21:26	ほんの1例でちょっと資料全体で、
1:21:29	右側のプラントとちょっと比較ができないような状況になってるところが、
1:21:34	結構多々あるので、できる限りですねそういう理由の方にニューを記載していただければと思います。
1:21:47	今のいただいたあれでちょっと1回見直しをかけています。我々として、一応考えた上で記載してるんですけどもそもそもの意図として、ここで表現したいことがちゃんとその表現できてないようなやつがもしあるのであればそこの方をちょっと確認した上で、これ、
1:22:03	修文して、するなり、あとは、再説明の方を少し丁寧に書くなりして、わかる形にしたいと思います。
1:22:13	はい。規制庁大塚ですよろしくお願いします。
1:22:17	藤。
1:22:18	もう1点なんですけど、
1:22:20	12-43 ページお願いします。
1:22:29	泊の記載の、
1:22:32	上のほうの2の、
1:22:34	ところの、2 ポツ目なんですけど、原子炉格納容器バウンダリを構成する配管の
1:22:42	隔離機能、
1:22:45	ていうものが挙げられてるんですけど、後ろの方の、
1:22:49	12の別紙1-1の2ページ。
1:22:55	から始まる。
1:22:57	重要度の特に高い安全機能を有する系統抽出表の中、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:23:02	2、ちょっと見当たらなかったんですけど、ちょっとどこかに入っているのであればちょっとどこに入ってるか教えてください。
1:23:15	検証冷却材圧力バウンダリのほうは記載があったんですけど、括弧
1:23:19	原子炉格納容器バウンダリの方がちょっと見つからなかったんですけど、北海道電力の太細です。資料3のですね、ページ番号12の
1:23:30	別紙の1-1-6をご覧ください。
1:23:40	泊の表1というのを
1:23:43	つけておりますけれどもこれの上から三つ目ですね、原子炉格納容器隔離弁及び格納容器バウンダリ配管というのがありまして、
1:23:53	重要度が特に高い安全機能としては格納容器バウンダリを構成する配管というところで
1:24:00	整理記載をしております。
1:24:06	一応、規制庁大塚で承知しました。
1:24:10	はい。ちなみにこれ、格納容器ばんだりっていうのは、原子炉が、
1:24:16	抜けてるんですかねここでは、表の方で、
1:24:20	北海道電力の太細です。先ほどちょっとご指摘いただいたようにですねこれ民間規格をちょっと参考に作ってるところもありまして、
1:24:31	泊の固有名称ともまた違うとかですね後、規制の設置許可基準規則の
1:24:39	多い、
1:24:40	要求だとか設備と若干違ってる部分もありましたので先ほど重要度分類Cの、
1:24:46	ところでも話あったようにですねちょっと
1:24:49	民間規格を余りにもちょっと参考にすぎるのは、
1:24:53	ちょっとよろしくないかなということで設備名等もですねちょっと見直しを図りたいというふうに思います。
1:25:00	規制庁大塚で生じました、ちょっと名称が違うとですね、この対応関係がよくわからないところがあるのでできれば合わせていただければと思います。
1:25:16	北海道電力の太細です。承知しましたって、ただですねこの泊発電所3号炉というところも、個別の設備名を、
1:25:26	記載してる場合とですね、あと民間規格の系統名であるとかそういったところをちょっと引用した部分もありますので、
1:25:36	極力泊の名称に合わせるべきかなというふうに思っております。
1:25:48	規制庁の方技術ちょっと今の話に関連あって12の44ページ比較表をお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:56	先ほど来から重要度分類指針とか民間規格の話が出てて、ここ弱二つ引いてあるんですけど、
1:26:05	2010年版と2009年載ってて、これ多分両方とも2021年版が出てて、
1:26:13	それについては中身確認されて、特に大きな変更はないっていうことでよろしいでしょうか。
1:26:20	北海道電力の太細です。2000、
1:26:23	21年版日程4611の2020年版だったかなが発行されてるとは承知してまして、中身についても確認はしております。
1:26:36	変更点なんかも確認してるんですけども、社内の運用とかですねあと、マニュアル類への反映と、
1:26:43	いったところで社内では取り組み切れてないところがありまして、今回としてはですね、2009年版、2010年版というところを参照したというものでございます。
1:26:57	土方記者承知しました。私からは以上です。
1:27:05	規制庁の長江です。
1:27:07	は〇もちょっと今の
1:27:10	前に出たコメントを、
1:27:13	等々ちょっと関連してるところなんですけど。
1:27:15	ちょっと比較表小さいのでまとめ資料の方で、
1:27:20	何点か確認したいと思いますので、
1:27:24	衛藤。
1:27:26	このまとめ資料の別添1の、
1:27:29	表の1の重要度の特に高い。
1:27:32	安全機能を有する系統を抽出しようということで、今回まとめて整理されて、
1:27:42	12条の
1:27:46	別添ということでまとめていただいて、基本的に構成も女川を参考にされて、
1:27:56	弱の話とかいろいろありますけれど、細かいところの
1:28:00	振りを別にして全体としてまとまってきたんではないかと。
1:28:04	思います。ただ一番最初に八条とか苦情とかまとめて12条のところを引用して、パワーポイントで、夏頃ですかね。松井、9月とか10月ぐらいだったと思う。最初に説明されてから、
1:28:19	同じようなコメントを行ってこういう表を作ってくれてっていうのを書いて、それからもうかなり時間かかっているのですね、ある程度でき上がるま

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、ちょっとその辺は時間がかかり過ぎてるかなっていうのが一つあります。
1:28:32	それで、そこはちょっと遅いということはちょっと意識していただいて、これがこの整理表ができて表示ができたということで、
1:28:42	先ほど言った火災の八条であれば、
1:28:45	この左の重要度分類の機能に対して、よく言ってますコンテンツ達成機能、それから音程停止の達成機能それからその維持機能、
1:28:56	という設備が自動的に引き当てられて、共通部分も多いので、設備の概略図があったり、配管だったり、弁であったり、該当部が、
1:29:08	抽出できるので、かなりこう活用が広がると思うんですね。それをベースに、火災のときは何を守りに行くのか、或いは静的何ていうか、金属であれば除外していいよねとかそういう、
1:29:21	論理展開になって抽出が明確になって落としがなくなると思うんですよ。だから、こういうところは水平展開して行って、皆さんの範囲外の方もね、
1:29:32	きちんと凍り理解して、流用できるようにすれば
1:29:36	よろしいんじゃないかと思います。
1:29:39	それは、そういうことでちょっと進歩があったということで言いますけれどもそれをですね、それはそれとして、今度個別の話をもう少しちょっと、
1:29:51	注意していただきたいということで、
1:29:54	何点か申し上げますので、このまとめ表、まとめ資料の、
1:29:59	12条の11ページなんですけれども、
1:30:04	ここに適合のための設計方針で、
1:30:08	一番基本的な
1:30:10	その考え方をまとめて、整理されてこれも
1:30:15	女川の資料を
1:30:18	参考にされて書かれてるんですけども、
1:30:21	書き方がですね、概ね何ていうんすかね、いろいろ考えられて、書かれてると思うんですけども、
1:30:30	縦具体的に言うと12条の11ページの、
1:30:34	上の、3行目のところのまた、
1:30:38	以下のところなんですけど、
1:30:40	ここは
1:30:42	静的機器の単一故障の話書いてるんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:45	黄色の部分が、
1:30:48	機能の部分の4行目。
1:30:51	終わりの方ですかねアニュラス空気浄化設備のダクトの一部。
1:30:56	並びに、空気感情設備、空気、換気空調設備のうち、中央製月市場用循環フィルタユニット及び、
1:31:05	中央成立非常用換気系とダクトの一部については、
1:31:11	ずっと書かれてて、三行ぐらい三行2行三行ぐらい後に、単一故障のうち、単一故障のうち想定される最もな
1:31:21	最も過酷な条件として、
1:31:23	配管及びダクトについては全周破断。
1:31:27	フィルター本体の閉塞を想定しても、
1:31:30	単一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくへ、被ばくの影響を最小限に抑えるよう、安全上支障のない期間に単一故障各人状況または修復できる設計としと書かれてるんですけども、
1:31:43	これって対象がね単一故障の配管とか静的機器の対象機器が上の方に
1:31:52	ずらずらと書かれてよく読めば、丁寧に言えば、三つ。
1:31:58	設備としては
1:32:00	アニュラスの空気浄化設備であつたり換気空調設備のうちの中央制御室の
1:32:07	非常用、
1:32:08	循環フィルターとか、換気装置、
1:32:11	だろうなというのはわかるん上がるんですけども、
1:32:14	そのどれに、タンス故障を考えるかっていうのが、その配管落丁については全周は3ハード破断。
1:32:23	これおそらく
1:32:27	おそらくアニュラス空気浄化設備の配管。
1:32:31	とか、ダクト、
1:32:34	頭、それから中央制御室の非常循環フィルタユニット、或いは
1:32:39	装置の
1:32:40	配管ダクトっていう意味だと思うんですけどもそれについては全周破断それから、そのあと何も書いてないんですけど、
1:32:47	おそらく
1:32:49	制御室用の非常用循環フィルタユニットについては、フィルター本体の閉塞っていうことだと思うんですけど、こういった女川はちゃんと見ていただくと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:59	ちゃんと種を書いているんですね。設備を変えて、
1:33:03	その最適な故障モードとしては、ちゃんと主語があってそれにどうい うものを想定するかってのを書かれ、書かれたと思いますので、
1:33:14	考え方を踏襲してその下、書かれてるのちょっとわかるんですけども そういった細かいところをね、きちんとか書き分けていかないと、
1:33:24	後ろに絵はついてて、確認してそれはわかるんですけど、ここが一番重 要なところで、適合方針をきちんとか書くところなんで、そういったワー ディングのところとか、
1:33:35	手法とか対象範囲とかね。
1:33:38	対象設備をきちんとか書いていただきたいと思います。これ、ここだ けじゃないんですけど他全部についていえることなんで、一応女川の方 を参考にされて皆さんなりにこの黄色に書かれてるんですけども、
1:33:53	細かい
1:33:55	のところっていうのは、中でもう一度ちゃんと精査していただいて、書 きぶりを
1:34:01	もう少し精度を上げてチェックしていただければと思います。
1:34:06	例えばその例でいくとですね、
1:34:10	ちょうど真ん中ぐらいですかね設計にあたっては想定される。
1:34:16	単一故障の発生に伴う周辺公衆
1:34:19	及び運転被ばく。
1:34:21	当該単一故障の時、
1:34:24	除去または修復のためのアクセス性補修。
1:34:28	作業性並びに、
1:34:31	当該作業として想定する3日間、
1:34:34	におけるですよ2が抜けてますようなことだとね、における、
1:34:38	従事者の被ばくを考慮しとかですねそういった
1:34:41	細かいところはちょっと
1:34:44	抜けてるのかなと思います。
1:34:46	それとその被ばくのところでですね
1:34:51	3日間における被ばくで、線量を満足するっていうことを書かれてるん ですけども、
1:34:57	女川の方をちょっと比較して読んだんですけども、
1:35:01	女川の方はですね、それにプラスがあって皆さんと書かれてないんです けど、女川の方で読むと、なお、単一故障を除去または修復できない場 合であっても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:13	周辺公衆に対する放射線被ばくが安全評価指針に示された、設計基準事故時の判断基準を下回ることを確認すると書いてて、
1:35:22	一応3日間だけの
1:35:24	作業にかかる被ばく線量評価はしてるんですけど、
1:35:32	少し修復できない時の影響についてもちゃんと評価をしてるということなんでもし
1:35:38	やられてるのであれば書いた方がいいし、先行でやってるので
1:35:44	やっていただいた方がいいのではないかと思います。
1:35:47	それからあとその次のところですねちょっと変えられてるんで
1:35:52	何て言うんすかね
1:35:54	言いますと
1:35:57	ちょっと長いんですけども、要は
1:36:01	静的な単一故障を考えたときに、
1:36:06	動的な機器の単一故障と比較して、
1:36:10	静的きいな単一故障が仮定してどうなんだっていうことを言われてるんですけどここでは基本的に大変静的機器の単一故障を考えた時の、
1:36:21	影響ということで、設置許可の方で、
1:36:25	動的には考えなさいっていうこと言ってるんですけど静的はあんまり言ってない静的が主体になると思うんで、
1:36:33	その辺のところは動的と静的な話が
1:36:37	どうのこうのっていうのを、いろいろと細かく書いてるんですけど基本的な主体は静的なんで、
1:36:43	その制定、
1:36:45	具体的な話として
1:36:47	何て言うんすかね全周破断を仮定して、ちゃんと評価やったんだよっていうことがすっきりかかればいいかなと思うんで、
1:36:57	ちょっと良かれと思っていろんなプラスアルファで書かれてるところもあるんですけど、
1:37:02	一応オーナーとかを参考にさせていただいて、あまり書き過ぎないなんていうのも
1:37:10	一つ
1:37:11	見ていただいた方がいいかなと思います。
1:37:15	それからですねちょっとこれも
1:37:18	傷、ちょっと見て気づいたところ、12時12条の14ページのところ下のページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:25	ここはですね、第7項についてね、いろいろ、
1:37:30	設計の方針書いてあるんですけど、その原子炉冷却、下から2行目、一番下の方から2行目のところ、原子炉冷却系統施設のうち、
1:37:41	2系純水タンクは1号2号及び3号炉で共用するが、
1:37:46	各号炉に必要な容量を確保するとともに、弁を閉閉操作することにより隔離できる設計とすることで級により安全性を損なわない設計とすると書いてるんですけど。
1:37:58	ちょっとこの弁を
1:38:00	閉操作するって、ここはいきなり書かれてんですけど、
1:38:04	一応その、純水タンクを、123号で共用するんだから、当然
1:38:10	ラインがあって、配管のラインがあって多分入口弁とか出口弁とか、何かそういう名称がある弁を、こいつを閉止してっていうふう運用しますよということを言いたいんだと思うんですけど、ちょっとここで
1:38:23	弁を平素政治操作することによりっていうのはちょっと乱暴で、
1:38:28	もう少し具体的にその
1:38:31	今、
1:38:33	正しいかどうかわかんないです。これ入口弁を成出口弁なりとかそういう、
1:38:37	きちんと弁の特定ができるような表現にした方がいいのかなと思います。
1:38:43	それから
1:38:44	10、12条の15ページの
1:38:50	3行目とか4行目の辺りなんですけど、
1:38:54	1号及び2号炉と共用スルーが、3号炉の洗浄排水処理系の容量を超えない超えないよう運用することで、
1:39:04	共用に安全性を損なわない設計とすると、ちょっと今設計方針がくところちょっと運用の方をちょっと書かれてるんですけど、
1:39:14	ちょっと他の
1:39:16	PWRでも、こういうはですね運用の話を書いて、
1:39:24	同じような記載になってるものがちょっと、ちょっとこのちょっと確認していただければと思います。
1:39:29	基本的には、設計方針額とこなんであんまりこう、
1:39:34	運用の方に、
1:39:37	書くのがちょっと、どういうことになるのかというのがちょっとあれなんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:43	ちょっと調べていただいて5例とか調べていただければと思います。ちょっと
1:39:48	今ちょっと私も全部読み、読みきれてなくて構成とかは確認したんですけど、ちょっと気づいたところだけでも今みたいなところが何ヶ所もある、あるし、特に皆さんのところの設備を、
1:40:01	女川からこう焼き直す時とかですね。
1:40:04	ちょっと注意深く見ていただくとか、
1:40:08	あとぼっさり落とされたのか忘れてこう。
1:40:12	消しちゃったのかわかんないんですけどそういうところもあるかと思えますので、ちょっとそういう観点でいろいろ見ていただければと思います。私から以上です。
1:40:22	北海道電力の安井でございます。今のご指摘の中で12条の11ページ目ですね、ここの中の被ばく評価、
1:40:32	想定する静的機器の単一故障の条件といたしますか、その辺りにつきましてはですね
1:40:41	ちょっと
1:40:43	文章がまず冗長になっているのでちょっとわかりづらいというところがあるかと思いますが、アニュラス空気浄化設備であれば、
1:40:54	少量廃棄等、あれですね、あとこの排気塔に行くところのラインのダクトのところが多周破断したといったような想定をして評価をしています。
1:41:05	MCRの非常用循環系ですと、フィルターユニット自体が閉塞するっていうのが一つ、やっている被ばく評価でございますし、
1:41:17	あともう1個がえーとですね。
1:41:23	フィルターっていうじゃない。
1:41:26	フィルター出口のところですね、その閉塞と、あと、
1:41:32	ちょっと今すぐ出てこないんですけど、
1:41:35	ダクト自体の全周破断といったところを評価をしてございますちょっとその辺はですね
1:41:42	別紙の別紙じゃないか、この評価を詳細に書いているところがあるので、そちらをご覧くださいればわかるようになっておるんですけどもこの部分の記載としてはですね長井さんがおっしゃられた通りちょっと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:41:56	文章が冗長でわかりづらいというところがございますので女川の方の公文なんかもよく分析した上でですね、ここは修正をしたいと思っております。それから女川の方の評価の
1:42:10	評価で、復旧できない場合の被ばく評価もやっているといったような話、あったかと思えます。そちらにつきましてもちょっともう一度、
1:42:21	その辺りは事実関係を確認した上でですね弊社の方でもその辺の記載が必要かどうかというところをちゃんと精査してですね、記載の方、
1:42:31	させていただきたいというふうに考えてございます。
1:42:35	はい。以上でございます。
1:42:37	院長の永井ですよろしくお願いします。
1:42:39	それからちょっと今被ばくの話で、前から言ってる話はこれ、繰り返しになって恐縮なんですけど、
1:42:45	ちょっとこの機会に、同じくまとめ資料の12条の別紙の1-5-1。
1:42:56	12条-別紙1-5-1 ページ。
1:43:02	別紙の上の右上の方の別紙1-5-1というところなんですけど、
1:43:08	被ばく評価に用いた気象資料の代表性っていうことで、
1:43:13	この前からお願いしてるやつなんですけど、データのF限定の期間がですね、統計年が
1:43:23	検定年が泊の1997年の1月から12月で、統計年が
1:43:32	それを含まない2011年から20年の資金、一番新しいで比較的新しいデータになってるということで、ちょっと
1:43:40	検定年を含んだ十年間の部分兄弟を、早くやってくださいってことをずっと言い続けておりますので、これについても、なるべく
1:43:52	早く結果を示していただいて、ご説明いただければと思います。私から以上です。
1:43:59	はい。北海道電力の安井でございます。来週21日に中央制御室、26条のヒアリングがございますので、そちらの方でご説明させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。
1:44:11	規制庁奈良です。よろしくお願いします。安心いたしました。
1:44:21	あ、規制庁のです。あともう1点だけすみません私から確認なんですけれども、
1:44:26	これ
1:44:28	どこだっけ、立ち上がり配管について経緯を書いているのがあれが比較表だと12-9ページ、90ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:37	に、何かこうせ、建設当時から平成 26 年の 2 月ぐらいでしたっけ審査会合をやって変えますっていうのが多分あってその何か経緯とかを書いていただいているのかなと思うんですけど。
1:44:50	これ、あれなんですか何か、過去の審査会合か何かでこういうのをしっかり、補足説明資料か何かで書くようにとかそういうのがあって泊オリジナルで書いてるんですか。はい。北海道電力の笹です。
1:45:02	実は当時私これやってたんですけども、当時の審査チームから、せっかくこんなことになったんだからまとめておくようにと言われてまして、まとめました。以上です。
1:45:30	えっとですね、多分、12-24 ページの比較表に多分書いてある内容が、多分そういうことだと。
1:45:37	思うんですよね多分ね。
1:45:39	多分多分ここに書いてあるやつが、そうですね。
1:45:42	ちょっと残念ながらね。
1:45:44	私の方でここは実はコメントがあって、
1:45:46	まず、
1:45:50	女川だと、1235、5 ページにが 5 行目に想定される最も苛酷な単一故障って表現になってるんすよ。これ吉川の解釈の記載と一緒になんですよ。
1:46:02	にもかかわらず、
1:46:04	泊は、何でこれ、ここを、安全機能に最も影響を与える条件となる単一故障を仮定してもって、変えたんですかね。
1:46:18	要は、意図も違うし、なぜこれ単独でこういう表現を入れたのかがちょっとよくわかんなかったんだけど、
1:46:44	北海道電力の佐々でちょっともう一度、計画にいたしますけど、ちょっと推測なんですけどあの当時ですね、この表現を使ってそれがそのまま今残ってしまってるというふうに、
1:46:57	思いますので、してご指摘の通り修正したいと考えてます。はい。以上です。
1:47:03	宮部さんの意図があってねこの表現になってるんだ俺が、私は構わなくて備考に書いてもらえばいいなと思ったんだけど、ちょっと前、さっきもう他の施策も言ったんだけど、
1:47:13	例えばそれが伊方から持ってきてるんだったら伊方の谷津大井のところに書いてもらうとかしないと、そのどこの、どこの表現んからこちらに、
1:47:23	踏襲してるのかっていうのが、いまだちょっとわかんないので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:28	その辺をしっかりと書いてください。
1:47:32	変更する場合は、先ほど長井とか他の審査を行ってるように、工場が見たら、結構変わってるってなると一番困るんであって、それを我々がやるのかって言われると、それ非常に困るんですよ。
1:47:46	それは事業者の仕事なので、
1:47:48	我々がそういう手にをほか、主語はっていうのを探してるような審査は審査じゃないので、そこはもう事業者の方で十分チェックして、これ他の条文でも同じことを言ってると思います。
1:48:02	持ってくる場合は、どこのプラントの記載を参考にして持ってきたのかっていうのは、これ確か、他の事業者、他のSAの
1:48:12	ヒアリングで今度のヒアリングでも言ってると思うんですよだから、これちょっと社内にもう1回持ち帰ってね、そういうふうな作りをしていただかないと、我々審査がなかなか進まないですよこれが、
1:48:24	なので、絶対やってくださいねもう次ない、ないぐらいの勢いでちょっとやってくれないと困りますよいいですか。
1:48:33	はい、北海道電力の佐田です。承知いたしました。
1:48:37	はい。あとはもう、
1:48:39	気づいてたらいいですけど、達成できる設計とするのを下から2行目に、
1:48:45	逆止弁を設置、何とかっていうのは残骸が残ってるので、
1:48:50	ここはよくチェックしてください。いいですかね。
1:48:54	北海道電力の太細です後半の方のご指摘についてはですね、我々も確認しておりまして資料6の方でですね。はいリストに入れておりますので、次回は間違いなく修正いたします。
1:49:08	私は以上ですはい。
1:49:15	秋本さんどうぞ。
1:49:18	すいません今の規制庁秋本です。宮本もマイク。青野も言ってる、というようなことなんですけど横に並べるってやつなんですけど、
1:49:29	SAのときからずっと言ってる、水平展開事項じゃないのかなって思ってるんですけど、そこは何ていうんでしょう、事務局かもしないんですけど、水平展開ってちゃんとされてるんですか。
1:49:52	北海道電力の方でございますまさに比較表で、ここにはない大井と女川にないところから持ってきてる時なんかは、下の方にその記載を貼るとかは水平展開、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:04	かけてるんですけどもすいませんちょっと行き届いてないところもありますので、何度も我々の方でもや
1:50:11	周知徹底してるんですけどもす、すいませんけれども引き続きそうならないように気をつけていきたいというふうに思います。
1:50:21	わかりましたちゃんと周知されてるってことだったら理解しました。はい。以上です。
1:50:27	はい規制庁深山です。
1:50:30	今の秋元も私も言ってるように、これは事務局だけの問題ではなくて、金田さんも取りまとめ出しSAの取りまとめのちょっと名前が、忘れちゃったんだけど、
1:50:41	各その取りまとめも含めて、
1:50:44	これ。
1:50:45	本店も、多分発電所みんないつも聞いているはずなんだけど、それがまだ徹底されてないというのが致命傷なんで、
1:50:53	やってください、しっかり。そうしないと、
1:50:57	これはいつまでたっても進まないですよ。
1:51:00	泊が進んでいない原因ってのはそういうところにあって、
1:51:04	先ほど言われた宇部個人を責めるつもりはないんだけどオリジナルを作ってもうあんまり気にしないとかね。
1:51:11	オリジナルを作ったことによって前回も言ったと思うんだけどオリジナルを作ることによってそれがチャレンジだっていう認識がないっていう。
1:51:20	要は、泊オリジナルで新たな整理を持ってこようとされてるんですかってことなんですよ。
1:51:27	そういう認識を持って、記載ぶりっていうのは考えていかないと。
1:51:31	全く意図が変わってしまうっていう。
1:51:34	そういう怖さを持ってるので、
1:51:37	事業者の方でそこはもう、これで9月から、
1:51:41	ヒアリングも8月ぐらいから始めてもう半年たってますんで、半年経っても直らないっていうのは、もう致命傷ですんで、その辺はしっかりやってください。いいですかね。
1:51:57	当然金田です。今言ったように、注意してるけどなかなかちゃんとできてないところもありますので、もう一度、
1:52:04	周知徹底して今回のようなことにならないようにしたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:20	はい。規制庁の高野です。他に特になければ、これで終わろうと思いませんけれども、大丈夫ですか。
1:52:29	はい、規制庁のでそれではヒアリングを終了します。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。